

許可番号 12920034499

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 雲南市大東町中湯石936番地1  
名称 有限会社 山根建設  
代表取締役 山根 英利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

松江市長 松浦 正敬



許可の年月日 令和2年11月1日  
許可の有効年月日 令和7年10月31日

### 1. 事業の範囲

事業の区分 破碎（移動式） 以下余白

産業廃棄物の種類

1 木くず

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有はいじん等であるものを除く。）  
以上1種類 以下余白

### 2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・処理する産業廃棄物の種類：1の1の1種類
- ・設置場所：松江南内全域
- ・設置位置：松江市内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成26年10月27日
- ・処理能力：2.75t/時間、8時間稼働、22t/日
- ・許可年月日及び許可番号：平成26年10月24日、廃第28号の2

### 3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成30年4月1日松江市の中核市移行によりみなし許可
- (2) 令和2年10月20日更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

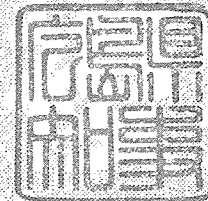
許可番号 第03400034499号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 島根県雲南市大東町中湯石936番地1  
氏名 有限会社 山根建設  
代表取締役 山根 英利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 令和2年8月3日  
許可の有効年月日 令和7年8月2日

### 1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年8月13日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



別紙

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	—
(2)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(3)	紙くず	—
(4)	木くず	—
(5)	繊維くず	—
(6)	動植物性残さ	—
(7)	ゴムくず	—
(8)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(9)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(10)	がれき類	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。</li> <li>・(1)にあっては含水率85%以下のものに限る。</li> <li>・(9)及び(10)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。</li> </ul>		

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



許可番号 03200034499

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

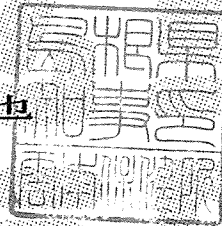
住所 雲南市大東町中湯石9-36番地1

名称 有限会社 山根建設

代表取締役 山根 英利

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和2年10月21日

許可の有効年月日 令和7年10月5日

### 1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

#### 産業廃棄物の種類

汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上10品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

### 3. 許可の条件

特記事項なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成7年10月6日新規許可
- (2) 平成12年10月3日更新許可
- (3) 取り扱う産業廃棄物の種類の追加により平成15年7月24日変更許可
- (4) 平成17年10月4日更新許可
- (5) 平成22年12月1日更新許可
- (6) 平成27年10月28日更新許可
- (7) 令和2年10月21日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無